

7. 情報・通信、放送分野

<p>情報・通信、放送 (1)</p>	<p>地上デジタルTV放送周波数帯(470MHz～710MHz)における 微弱無線局の電界強度の緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>無線設備から3mの距離において、地上デジタルTV放送の周波数帯(470MHz～710MHz)における微弱無線局の電界強度の許容値は35μV/mとされている。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電波法施行規則第6条第1項</p>
<p>要望内容</p>	<p>2012年(TV帯周波数再編完了時)までに、無線設備から3mの距離における地上デジタルTV放送の周波数帯(470MHz～710MHz)の微弱無線局の電界強度の許容値を500μV/mまで緩和すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>本要望を実現することで、電波の有効利用を促進することが可能となり、新たなサービス、市場の創出が可能となる。例えば、現在、微弱電波を使ったエリア限定のワンセグメント・ローカルサービスの導入が検討(※)されているが、本規定の緩和により、視聴距離を伸ばすことが可能となり、サービスの多様化、利便性の向上が期待される。</p> <p>なお、現在の規定は、電波妨害に弱いアナログTV放送時代に策定されたものである。2011年7月以降に完全移行されるデジタルTV放送では電波妨害に強い伝送方式が採用されているため、当該周波数帯の微弱無線規定を緩和してもデジタルTV放送の妨害にはならない。</p> <p>(※)ローカル・ワンセグサービスについては、ガイドライン(暫定)がDpa(社団法人デジタル放送推進協会)ホームページで公開される等、サービス実施に向けた環境が整いつつある。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省総合通信基盤局電波部</p>

<p>情報・通信、放送 (2)</p>	<p>緊急時における個人情報の弾力的活用のためのガイドライン作成【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>個人情報保護法第23条2では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意なく第三者への個人情報の提供が可能であるとしている。また、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4条2では、「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」は、あらかじめ明示した利用目的以外での利用が可能としている。しかし、具体的な運用方法が示されていないため、自治体が個人情報の流出を恐れて情報公開に消極的になるケースがある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>個人情報保護法第23条2 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4条2</p>
<p>要望内容</p>	<p>災害発生時等の緊急時においては、自治体が保有する個人情報を弾力的に活用できるよう、政令等により運用のガイドラインを示すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>災害等が発生した際、初動期における迅速かつ適切な被災者支援は極めて重要である。特に災害時要援護者と呼ばれる高齢者・障害者・乳幼児及びその家族等に対して適切な避難支援などを行うためには、行政機関・関係機関が保有する住民情報・福祉情報などを共有する必要がある。災害に円滑に対応するためにも、ガイドライン等により活用方法を具体化した上で、制度やそれを支援する情報システムの整備を行い、より積極的な個人情報の活用が可能な枠組みを構築すべきである。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>内閣府国民生活局 総務省行政管理局</p>

<p>情報・通信、放送 (3)</p>	<p>ITS関連の無線通信技術開発における規制緩和【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>ITS関連の無線通信技術開発の実験で、5.8GHz帯、UHF700MHz帯などの無線局(実験基地局と実験移動局)を試験的に設置する場合、出力が小さいにもかかわらず、免許が必要となっている。 また、当該無線局の免許は特定の実験局同士に固定されているため、実験局の追加などは容易ではない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電波法第38条の2第1項第3号</p>
<p>要望内容</p>	<p>5.8GHz帯、UHF700MHz帯でITS関連の無線技術開発を行うために無線局を設置する場合は、特定実験局に関する規制(免許制)を緩和すべきである。特に、送信出力が10mW以下の無線局については、特定小電力無線と同等の扱いで実験基地局も実験移動局も実験できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>ITS関連の無線技術開発のための実験では、実験基地局または実験移動局等の機器を、複数の事業者(またはメーカー)が、同時に運用することがある。また、はじめは実験基地局、移動局の数が少なく、実験評価を進めていく過程で、新たな実験基地局や実験移動局を追加していくことが多い。しかし、現在の制度では無線局を設置するたびに免許が必要とされており、多くの煩雑な手続きが必要とされている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省総合通信基盤局電波部電波政策課、各管轄総合通信局</p>

<p>情報・通信、放送 (4)</p>	<p>「e-Tax」での航空機燃料税の申告の容認 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国税庁は、各種税金の申告のオンライン化を進めているが、「e-Tax」を通じて申告できる税目は所得税・法人税・消費税・酒税・印紙税に限られており、航空機燃料税はオンラインで申告することができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	
<p>要望内容</p>	<p>航空機燃料税の申告に関し、「e-Tax」を利用できるようにすべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>政府はIT新改革戦略において、2010年までに「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会」を実現することを掲げており、世界一便利で効率的な電子行政やIT経営の推進を目指しているが、現在は、航空機燃料税など多くの税目の申告に係る業務を紙ベースで処理せざるを得ない。 「e-Tax」を通じて多くの税目の電子申告が可能になれば、企業部門、ならびに行政部門の業務効率の改善にもつながり、ICTによる社会全体の最適化を実現するための一助となる。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>財務省国税庁</p>

<p>情報・通信、放送 (5)</p>	<p>年金受給待期者の住所情報の提供【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>代行返上した後に残った基金独自の加算部分や基本乗せ部分の受給を受けるためには、受給待期者本人が請求を行わなければならない。 企業年金基金が、年金の請求案内を受給待期者本人に呼びかけようとしても、住民基本台帳ネットワークの住所情報が提供されないため、企業年金基金が住民票を追加しなければ受給待期者に請求案内を呼びかけることができない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>個人情報保護法</p>
<p>要望内容</p>	<p>企業年金基金からの要求に応じ、年金受給待期者の住所情報を提供すべきである。 または、年金受給待期者に送付する請求案内の書類を企業年金基金が最寄の社会保険事務所に持込んだ際に、社会保険事務所はその内容が年金の請求案内であることを確認した上、住民基本台帳の住所あてに送付すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>企業年金基金が受給待期者の住民票を追跡するには、1件ごとにコストと時間が非常に多くかかっている。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>各地方自治体 厚生労働省年金局 社会保険庁、各社会保険事務所</p>

<p>情報・通信、放送 (6)</p>	<p>社会保障関連サービスにおける個人識別コード整備 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>住民票コードの市町村による利用は、住民基本台帳法別表に定める事務処理に限られており、基礎年金番号についても、法改正により保護措置が規定される予定である。 現在国で社会保障カード(仮称)に関する検討が行われているが、現行の法制度の下では住民票コード及び基礎年金番号を社会保障カード(仮称)に利用できない。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>住民基本台帳法第30条の7、第30条の8</p>
<p>要望内容</p>	<p>住民票コードや基礎年金番号の利用制限を緩和するなど、社会保障関連情報を一意に紐付ける個人識別コードを整備すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>現在、国で検討されている社会保障カードでは、年金手帳、健康保険証、介護保険証の機能を1枚のカードで実現することがうたわれている。そのためには、住民の年金情報、健康保険資格情報、介護保険者情報を一意に紐付けることが必要となるが、現行では住民票コード及び基礎年金番号を社会保障カードで利用するための法令上の規定が存在しない。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>総務省自治行政局 厚生労働省年金局</p>

<p>情報・通信、放送 (7)</p>	<p>国税関係帳簿・書類に関する電子帳簿保存の承認要件の周知【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>国税関係帳簿や国税関係書類に関しては、7年間の書類の保存義務があり、国は、保存義務者の負担軽減の観点から、電子帳簿保存(電磁的記録)を容認している。</p> <p>電子帳簿保存を行うには、税務署の承認が必要だが、根拠法令にある「自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する」の法文を受け、訂正、削除の経緯を追える状態である7年分の明細の全データが、1つのシステム内に入っていないと、電子帳簿保存を承認しないといった見解を示す担当者がある。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条の1、第4条の2</p>
<p>要望内容</p>	<p>監査に必要なものが確認できることを前提に、以下の保存方法に関しても、電子帳簿の保存が可能であることを周知徹底し、担当者の見解を統一すべきである。ちなみに以下の保存方法は、従来より容認されていたが、最近では担当者によって「容認できない」との見解を示すケースが発生している。</p> <p>①1つのシステム内に7年分の会計情報が入っていないと、過去のデータ等を、CD-ROM等で保管している場合 ②会計情報をCD-ROM(総勘定元帳、仕訳帳等)と、データ管理(貸借対照表等の決算関係書類等)に分けて保管している場合</p>
<p>要望理由</p>	<p>本来の法の主旨は、国税関係帳簿書類の保存に係る、保存義務者の負担軽減を図るものである。しかし、一部の担当者が示す見解のように、7年分のデータを、1つのシステム内で保管し続けることは、システム容量、通常の処理時間等を考えても、現実的ではない。</p> <p>要望内容が担当者に周知されることで、事業者は、負担軽減に加え、紙資源の節約や保管場所の費用削減、検索機能の活用による調査の効率化が見込める。</p>
<p>制度の所管官庁及び担当課</p>	<p>財務省国税庁</p>